

総務常任委員長報告

令和5年12月15日

今期定例会において、総務常任委員会に審査付託となりました議案6件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る12月12日に委員会を開催し、教育民生常任委員会及び産業建設常任委員会とともに議案第117号「指定管理者の指定について」の1議案について連合審査会による審査を行い、また、その他5議案についても委員会に担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案第106号「三次市遊休財産等利活用促進条例（案）」外4議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第109号「三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）」については、賛成多数をもって、別紙のとおり、支所部の設置に係る条文を削除し、現在の支所長、支所次長の体制をそのままとする修正を行い原案を可決すべきものと決しました。

次に本議案の審査の過程について申し上げます。

はじめに、執行部からの説明に対して、委員からは、今後、支所の再編、人員削減の予定があるのか、支所管内の地域課題は減少しているのか、住民自治組織への説明が行われていない中での提案に問題はないのか、今回の提案に財政上の理由があるのか、との質疑に対して執行部からは、今回の提案は、支所の再編ということではなく支所内の管理体制の見直しであって、支所機能の低下を招くものではないと考えている。行政の内部組織は、市長の権限に基づいて設置するものであり、これまでの組織の見直しと同様に、住民自治組織等の皆様と直接意見交換して組織の変更を行おうとするものではない。現在行っている甲奴支所の改修をはじめ、これまでに行ってきた三良坂支所、吉舎支所、作木支所の改修も、将来に渡って支所を活用していくという前提で行ってきたところであり、支所の数を減らしていくといった考えは持ち合わせていない。また、財政上の問題による提案ではない。との答弁がありました。

次に、組織の段階が一つ増えることで迅速な対応に疑問がある。災害時の対応に迅速性が損なわれるのではないか。地域住民の理解が得られないのではないか。との質疑に対しては、業務量や管理する職員の人数、事務決裁の状況などから、各支所に2階層の管理職を置く必要があるのかというところを検討してきた。課長級の支所長で対応できるとのことから提案するものであり、支所の取り扱う業務を減らす、支所の数を減らすといったことであれば地域の皆さんに説明をしてご理解をいただくということが必要と思うがそういったことではなく、これまでの行政組織の見直しと同じものであると考える。迅速な対応については、現在も実質的に管理職である支所次長のところで概ねの業務の判断はできていると考えており、災害時も課長級の支所長が責任をもって判断し、担当部長と連携して対応していくことで、迅速さが失われることはないと考えている。との答弁がありました。

次に、課長級の支所長で全て対応できるのであれば、支所部を設ける必要はないのではないか。内部組織のことなので、決めてから地元の説明するとのことだが、新聞報道等があったから支所はどうなるのかといった不安の声が出ている。地域の理解についてはどのように考えるか。との質疑に対しては、通常業務の判断は、現在も課長級の支所次長が行っており、課長級の支所長の判断で対応できると考えるが、これまで部長級が担ってきた任務であり、支所長だけでは判断できない場合などの対応として、支所の担当部長を配置し、支所間の連携など部長級の職員としての対応ができる体制を組もうとするものである。地域の皆さんにおかれては、不安に思われる面はあろうかとは思いますが、内容的に支所の配置は全く変わらず提供するサービスも変更はないので、議決後に周知に努めていく。との答弁がありました。

次に、例えば大雪が降って、除雪の出動を業者に指示する、豪雨災害時のポンプ設置といった場合にタイムロスはないのか。との質疑に対しては、課長級の支所長の判断で責任をもって対応するため支障はない旨の答弁がありました。

次に、部長を減らすことにより経済活動が落ちるということはある。仕事の中身は変わらないが、地域への経済効果が落ちる方向にはなるのではないか。との質疑に対しては、職員数については職員の定員管理の適正化の中で、合併時から

は大きく減少している。三次市全体の行政運営を考えていく中で、三次市全体で適正に職員数を管理していく必要がある。との答弁がありました。

次に、支所部長が配置されない支所は実質1名の減になるという考え方なのか。との質疑に対しては、支所部長を布野と三良坂に常駐するわけではない。との答弁がありました。

次に、支所部長を置かないと各支所の連携が取れないのか。との質疑に対しては、連携が取れないということはないが、支所間の連携や、業務の標準化、課題解決の取りまとめ役として担当部長を置いた方が適当であろうということで配置しようとするものである。との答弁がありました。

次に、支所長がある程度の権限を持って業務を行うのであれば、支所部長の存在は何か。簡素かつ効率的な組織となっているのか。また、管理職一人となった場合の業務のシミュレーションは行われたのか。との質疑に対しては、実際の職員の配置でいうと部長級の支所長から課長級に変えることで支所自体の職員の階層は1つ減ることになる。本庁支所間でオンラインの対応もできるため協議等に支障はない。との答弁がありました。

また、支所部以外については、子育て支援部の相談体制の充実はどのように図られるのか。との質疑に対しては、こども発達支援センターの担当課は保育課に改め、新たにこども家庭センターを設置することで相談体制の充実を図ることとしている。監査委員と選挙管理委員会の事務局体制を一緒にすることで、地方公共団体に求められる内部統制に支障はないか。との質疑に対しては、今回の見直しでそれぞれの事務局体制に変更は生じないため、適切に業務を執行していくことができるものとする。との答弁がありました。

質疑後に行った自由討議においては、提案の内容は、支所がなくなるものでも支所機能が失われるものでもない。役職が部長から課長に変わるだけで何ら心配することはないように思われる。19の住民自治組織が編成されているが、支所以外のところは支所と一緒にということはできていない。一つの三次市というものをこれから作っていくうえでは、この組織でやっていくことに問題はないように思う。との意見に対して、実際に人員が減るといことは何らかの影響があるということではないか。住民の不安も浮き彫りになっている。との意見が出され

ました。また、支所長が部長でないといけない理由があるのか。との意見に対して、三次市の方針を議論する部長会議に支所長は出席しない。地域の課題が直接発言できないということは支所機能の縮小ではないか。との意見が出されました。

次に、人口減少に歯止めをかけるために残さなければならないというロジックはあるかもしれないが、逆に人口が減ってきているのだから業務量も減ってきているとの考えもある。10年後を見据えた方向性だと解釈し、議会が監視する中で、良くなければ改善策を考えるとといった前向きな姿勢が必要ではないか。との意見に対して、支所機能の低下というよりは支所部を設置することで、支所機能の混乱が危惧される。複雑な組織となり災害時の対応が懸念される。平成30年の災害時などこの間の20年を通して特にそう思う。支所としての機能を発揮しようと思えばまだまだやるべきことがある中で、縮小の方向は見直されるべきではないか。との意見が出されました。

次に、委員からの意見にそれぞれ一理あると思うが、支所長、支所部長のそれぞれ責任を明確にする必要があるとの意見から、支所部長の存在がどうであるかということが一つの論点ではないかとの提案に対し、組織的には混乱があるのではないか、地域共創部に直接支所がつながる形が、これからの三次市を一つのまちとして頑張っていくにはわかりやすいと思う。といった意見が出され自由討議を終了しました。

自由討議終了後、委員から三次市議会会議規則第99条の規定により、支所部を創設するという部分を削除し、現在の体制のままとする修正案が提出されました。提案理由として、支所部を設けることは、地方自治法第158条第2項に定める、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮されなければならない。にそぐわないと思われること、災害対応については現在の体制の維持が必要であること、地域の皆さんへの説明等が十分に行われていない段階での提案であることが述べられました。

修正案に対し、支所部をなくしたあとの組織として支所はどこにつくのかとの質疑が出され、今の組織体制のまま、部長職のままである旨が答弁されました。

採決における討論で出された意見は次のとおりであります。

修正案に反対の意見としては、組織としてすっきりするのはいいことのように

思えるが、部長職のままであることに賛成できない。三次市全体を考えていくうえで現在のままというのは違うのではないかと思う。

次に修正案に賛成の意見としては、地域の理解ができていないというのが一番の理由である。支所機能が低下していくのではないかという懸念がある。

次に反対の意見として、支所部が複雑で煩雑であるとは思えない。支所部ができることによって地域に大きな影響を及ぼすようなことはないと思う。支所の存続といった話に発展するようなことではない。

次に賛成の意見として、三次市まち・ゆめ基本条例に掲げる協働の意味においても、市民へのきちんとした説明がないまま進められるべきではない。

以上、述べました討論の後、採決の結果、賛成多数により修正案は可決すべきものと決し、修正案を除く原案については可決すべきものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第106号については、公有財産の適正な管理を行う中で、行政財産の見直しも検討し、遊休財産の活用を今後一層進められたい。

議案第117号「指定管理者の指定について」は、公共サービスが低下しないよう、今後も適切な指導に努められたい。また、利用がない施設にあっては施設のあり方の検討が必要と思われる。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

別紙

議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）
に対する修正案

議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）の一部を
次のように修正する。

第1条中

「

第2条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、
第3号の次に次の1号を加える。

(4) 支所部

第5条（見出しを含む。）中「地域振興部」を「地域共創部」に改める。

第14条を第15条とし、第6条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第
5条の次に次の1条を加える。

（支所部の事務分掌）

第6条 支所部において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 支所の統括に関すること。

」

を

「

第5条（見出しを含む。）中「地域振興部」を「地域共創部」に改める。

」

に改める。

第3条中

「

第11条第2項中「，教育委員会教育次長」を「及び教育委員会教育部長」
に改め、「及び三次市支所設置条例施行規則（平成16年三次市規則第5号）
第3条に規定する支所長」を削る。

」

を

「

第11条第2項中「，教育委員会教育次長」を「，教育委員会教育部長」
に改める。

」

に改める。

第4条を削り，第5条を第4条とし，第6条を第5条とする。

(以下参考)

三次市行政組織条例等の一部を改正する条例(案)修正案新旧対照表

第1条(三次市行政組織条例の一部改正)

修 正 案	現 行
(設置) 第2条 市に次の部を置く。 (1)及び(2) 略 (3) 地域共創部 (4)～(9) 略 (<u>地域共創部の事務分掌</u>) 第5条 <u>地域共創部</u> において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(12) 略	(設置) 第2条 市に次の部を置く。 (1)及び(2) 略 (3) 地域振興部 (4)～(9) 略 (<u>地域振興部の事務分掌</u>) 第5条 <u>地域振興部</u> において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(12) 略

第3条(三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部改正)

修 正 案	現 行
(防止対策委員会の組織) 第11条 略 2 委員長は、三次市副市長の事務分担に関する規則(平成20年三次市規則第34号)(以下この項において「事務分担規則」という。)第2条第1号に掲げる副市長をもって充て、副委員長は、事務分担規則第2条第2号に掲げる副市長をもって充て、委員は、教育長、三次市行政組織規則(平成16年三次市規則第3号)第6条に規定する部長等、市立三次中央病院病院長、市民病院部事務部長、 <u>議会事務局長</u> 、 <u>教育委員会教育部長</u> 及び三次市支所設置条例施行規則(平成16年三次市規則第5号)第3条に規定する支所長をもって充てる。	(防止対策委員会の組織) 第11条 略 2 委員長は、三次市副市長の事務分担に関する規則(平成20年三次市規則第34号)(以下この項において「事務分担規則」という。)第2条第1号に掲げる副市長をもって充て、副委員長は、事務分担規則第2条第2号に掲げる副市長をもって充て、委員は、教育長、三次市行政組織規則(平成16年三次市規則第3号)第6条に規定する部長等、市立三次中央病院病院長、市民病院部事務部長、 <u>議会事務局長</u> 、 <u>教育委員会教育次長</u> 及び三次市支所設置条例施行規則(平成16年三次市規則第5号)第3条に規定する支所長をもって充てる。